官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○子ども・子育て支援法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令（三六〇）　四
○労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（三六一）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（三六二）　六
〔条　約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約（一〇）　一〇
〔内閣官房令〕
○寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房九）　三九
〔省　令〕
○石綿障害予防規則の一部を改正する省令（厚生労働一一一）　三九
○電気事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業六九）　四二
〔法規的告示〕
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（厚生労働二九〇）　五〇
○長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容及び令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部を改正する告示（国土交通九八七）　五一
○壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準を定める件（同九八八）　五一
○壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準を定める件（同九八九）　五二
○避難上及び延焼防止上支障がない室及び通路を定める件（同九九〇）　五三
○小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けること等を要しない避難上及び防火上支障がない建築物の各室及び各通路の基準を定める件（同九九一）　五三
○床面から天井までの垂直距離に応じた壁の部分を定める件（同九九二）　五四
○火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口及び排気口の構造方法等を定める件（同九九三）　五四
○準耐火構造である防煙壁の下端から床面までの垂直距離を定める件（同九九四）　五五
○排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分を定める件（同九九五）　五五
○避難上及び消火上支障がない周囲の部分を定める件（同九九六）　五五
○敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準を定める件（同九九七）　五六
○平成六年建設省告示第千八百八十二号等の一部を改正する告示（同九九八）　五六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく指定住宅紛争処理機関の住所等を変更する件（同九九九）　六二
○河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件（平成二十一年三月環境省告示第十四号）の一部を改正する件（環境七五）　六二
〔その他告示〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の効力発生に関する件（外務四二三）　六三
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務二八三）　六三
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則附則第二条第四号等に規定する文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関を指定する件（文部科学一三〇）　六六
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録実践研修機関の登録の件（同一三一）　六六
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の登録の件（同一三二）　六八
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の登録事項の変更に関する件（同一三三）　六八
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一六二七～一六三四）　六九

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。